

# 商工会だより

第179号

令和5年7月4日  
揖斐川町商工会  
揖斐川町上南方165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561  
URL <https://www.gifushoko.or.jp/ibigawa/>

## ☆小規模事業者持続化補助金（一般型）

商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿った販路開拓の取り組みを行う小規模事業者の皆様に対し費用の2/3を補助します。

受付締め切り	第13回 2023年8月31日（木）※事業支援計画書（様式4）発行締切
補助対象者	商工会地区で事業を営む小規模事業者 ※小規模事業者とは 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） 常時使用する従業者の数 5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業者の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業者の数 20人以下
補助対象事業	・策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。 ・商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。
補助率等	[通常枠] 50万円 [賃金引上げ枠] 200万円 [卒業枠] 200万円 [後継者支援枠] 200万円 [創業枠] 200万円 ※インボイス特例対象事業者は、上記金額に50万円の上乗せ ※通常枠以外は追加申請要件があります。 ※補助率：補助対象経費の2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4）
補助対象経費	①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費※、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費

### 補助対象となり得る取組事例のイメージ

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・新商品を陳列するための棚の購入</li><li>・新たな販促用チラシの作成、送付</li><li>・商品販売のためのウェブサイト作成や更新</li></ul> ※WEB関連のみでの申請は不可、補助金の確定時に認められる補助金総額の1/4が上限 | <ul style="list-style-type: none"><li>・国内外の展示会・見本市・商談会への参加費用</li><li>・展示会参加のために必要な旅費</li><li>・新商品の開発</li><li>・事業遂行にあたり必要な外注費等</li></ul> |
|--|---|

### ご相談は商工会まで

- ◇申請に際しては、商工会の確認が必要となります。
- ◇確認書類等の発行には一定の日数がかかりますので、余裕を持ってお越してください。
- ◇なお、公募要領および申請様式等に関しては、以下のアドレスをご覧ください。

岐阜県商工会連合会 <https://www.gifushoko.or.jp/jizokukar4/>

## 青色申告会

令和5年6月16日に揖斐川町青色申告会・同女性部通常総会が開催されました。第1号議案から第3号議案まで原案通り承認・決定しました。役員改選が行われ、以下のとおり新役員が決定しました。

長年、青色申告会にご尽力をいただきました棚橋前部長には、引き続き顧問という立場で青色申告会に携わって頂くことになりました。長年のご尽力に感謝すると共に古野新部長より花束の贈呈をしました。

新役員一同、青色申告会の発展のため活動して参りますので、宜しくお願い致します。

青色申告会	会長	牧村 厚志	青色申告会女性部	部長	古野 幸枝
	副会長	長柄 進		副部長	内田 喜久子
	副会長	細野 豊彦		顧問	棚橋 清子



## 経営

### ☆エキスパート・バンク事業

本事業は、経営・生産・技術・販売促進等の課題を抱えている小規模事業者の方々を対象に、専門技術や知識を持つエキスパート（専門家）を事業所へ派遣し、具体的・実践的な指導を行います。

秘密厳守

相談料無料

初回のみ

相談料 : 1回目は無料です。

2回目以降は専門家への謝金・旅費の3分の1に相当する金額を頂きます。

\*なお、オプション、材料代、書類作成費等は実費負担です。

指導日数 : 指導日数は、1企業の1事業につき、年度内3回までです。

申込先 : 商工会へご連絡下さい。(電話22-6185)

# 中退共

## CHU-TAI-KYO

**安心**

確実な退職金支払  
安心の資産運用

**有利**

掛金は全額非課税  
掛金の一部を国が助成

**簡単**

外部積立型で管理が簡単  
退職金試算額もお知らせ

退職金は直接退職者に  
支払われます。

お近くの金融機関等の  
窓口でお申込みください。

パートタイマーさんも  
家族従業員も加入できます。

掛金は、従業員ごとに  
16種類から選択できます。

転職先でも引き継げる  
「通算制度」があります。

## 人材の定着に。

従業員の意欲の向上にもつながります。



詳しくはホームページをご覧ください。

お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構  
**中小企業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

あなたも家族も  
まるごと守る！  
頼れる補償の

# 商工会の福祉共済

全国商工会会員福祉共済

毎月ご加入  
いただけます!!

シンプル  
「がん」補償

トータル  
「がん」補償

「けが」の  
補償

トータル「がん」補償、「病気」の補償は  
新型コロナウイルス感染症も補償!

## けが・病気・がん しっかり備える

「病気」の  
補償

**大切**な、商工会会員の皆さま、だからこそ**加入**できる**特別な制度**です!

**ご加入できる方**  
商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員とその家族であって健康な方が対象となります。  
〔「病気」の補償およびトータル「がん」補償、シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。〕

※ただし2021年11月1日時点での年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

万一、商工会からの脱退や退職等により、加入者資格を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡くださいますようお願いいたします。

福祉共済加入者・被共済者の皆様は、自動的に商工会プラチナクラブの会員になり、「ペネフィット・ステーション」(運営:ペネフィット・タウン)の優待サービスをご利用いただけます!

**お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会まで** ※一部の商工会においては取り扱っていない場合があります。

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の団体社会生活福祉(医療補償基本特約・がん補償基本特約)・社会生活保険(個人賠償責任補償)の取扱いについてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

取扱代理店:株式会社ふるさとサービス 引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 担当課:広域法人部法人第一課  
東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F TEL.03-3214-5710 東京都千代田区三番町6-4 TEL.03-3515-4147

2021年9月作成 21-TC04668